



市政記者クラブ加盟社 各位

上下水道局職員の道路交通法違反（救護義務違反等）について  
このたび、上下水道局職員が交通事故を起こし、令和3年12月10日に道路交通法違反による行政処分が確定したことから、12月13日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

## 記

- 1 処分年月日 令和3年12月13日（月）
- 2 処分内容 停職6月  
（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当）
- 3 職員の所属部局・職位等  
上下水道局上下水道部浄水課 一般級（36歳）男性
- 4 事案発生日 令和3年11月12日（金）
- 5 事案の概要  
被処分者は、令和3年11月12日（金）19時55分頃、勤務地から自家用車で自宅への帰宅途中に、盛岡市加賀野三丁目地内の岩山入口交差点において、国道4号へ進入するため右折する際に、横断歩道を横断していた男性と接触し、加療約3週間の傷害を負わせたが、被害者を救護することなく現場を立ち去り、家族に促され現場に戻ったもの。  
その後、令和3年12月10日、岩手県公安委員会から道路交通法違反（救護義務違反等）の行政処分を受けた。  
なお、被処分者からは令和3年12月7日に退職願が提出され、12月13日付けで受理した。
- 6 再発防止策  
これまで交通安全講習会を開催し、安全運転の徹底について取り組んできたところであるが、今後も定期的に交通安全講習会を開催するとともに、各所属でのサービスミーティングを行い、事故を起こさない意識づけに加え、万が一事故を起こしてしまった場合には、被害者救護が最優先であることの意識づけを徹底していく。
- 7 上下水道事業管理者コメント  
上下水道局職員が人身事故を起こし、被害者にけがを負わせたにもかかわらず、被害者を救護することなく現場を立ち去ったことは極めて重大なことで受け止めており、被害者の方及び市民の皆様に深くお詫び申し上げます。  
現在、職員一丸となって法令遵守の徹底に取り組んでおりますが、改めて職員に対する法令遵守及び公務員倫理の徹底を図り、一日も早い市民の皆様への信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。

### 【問い合わせ先】

盛岡市上下水道局上下水道部総務課 担当：課長 鈴木 丈司  
TEL：623-1411（内）6220